
第3編

介護保険事業の展開

第 1 章 介護サービス基盤の適切な整備

1 介護サービス基盤の充実

介護を要する高齢者が、住み慣れた地域で適切な介護サービスが受けられるよう、居宅、地域密着型、施設・居住系サービスの基盤整備を行っていく必要があります。そのために、需要と供給のバランスを的確にとらえて、必要なサービス供給量を確保していくことが重要です。

(1) 居宅サービス

① 訪問介護（介護予防訪問介護）

要支援・要介護状態となっても、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的にホームヘルパー等が家庭を訪問することにより、家庭において、身体の介護（入浴・排泄・食事等）や生活の援助（調理・洗濯・掃除等）を受けられます。

② 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

要支援・要介護状態となった利用者が、寝たきり等で、自宅の浴槽では入浴が困難な場合、利用者の身体の清潔の保持・心身機能の維持等を図ることを目的とし、移動入浴車等で看護師・ヘルパーが家庭を訪問し、入浴の介助を受けられます。

③ 訪問看護（介護予防訪問看護）

要支援・要介護状態となり、通院等が困難な利用者に対して、自立した日常生活を営むことができるようにし、利用者の心身の機能の維持回復を目的として、主治医の指示のもと、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が家庭を訪問することで、療養上の世話や床ずれの手当等のサービスを受けられます。

④ 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

要支援・要介護状態となり、通院等が困難な利用者に対して、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的として、病院や診療所の理学療法士、作業療法士等が行う必要なりハビリテーションを受けられます。

⑤ 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

要支援・要介護状態となり、通院等が困難な利用者に対して、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営み、利用者の療養生活の質の向上を図ることを目的とし

て、医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理・指導を受けられます。

⑥ 通所介護（介護予防通所介護）

要支援・要介護状態となった利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができ、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的軽減を図ることを目的として、デイサービスに通い、入浴、食事、日常動作訓練やレクリエーション等を受けられます。

⑦ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

要支援・要介護状態となっても、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができ、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的として、介護老人保健施設や病院・診療所に通い、理学療法士、作業療法士等によるリハビリテーションや食事、入浴等を受けられます。

【今後の方向性】訪問・通所系サービス

今後も居宅サービスを利用する要支援・要介護者の増加が見込まれることから、居宅サービス事業所の新設や事業規模の拡大によるサービス提供の増加を図ります。

なお、平成 21 年度の介護老人保険施設の整備において、通所リハビリテーション（定員 100 人）を中心とした居宅サービスの併設をしていきます。

訪問介護は、今後も高齢者の増加に伴い、需要の増加が見込まれます。また、早朝、夜間、深夜のサービスの利用を望む利用者も多くなると見込まれますので、対応可能な事業者の参入を促進していきます。

通所介護は、新規の利用申込みを受ける余裕があるとしている事業者が多くいることから、サービス内容の充実を図っていきます。また、療養通所介護事業所の整備をめざします。

医療機関等が提供する訪問リハビリテーション、訪問看護、通所リハビリテーションの供給を確保するため、医療機関や既存の事業者に対し、新規の開設が円滑に進められるよう、需給状況等の情報を提供して参入を促します。

⑧ 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

要支援・要介護状態となっても、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができ、利用者の心身の機能の維持、及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的として、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話や機能訓練

等を受けられます。

⑨ 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

要支援・要介護状態となっても、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができ、利用者の療養生活の質の向上、及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的として、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練やその他必要な医療や日常生活の世話等を受けられます。

【今後の方向性】短期入所サービス

平成 21 年度の介護老人保険施設の整備において、短期入所生活介護事業所（定員 20 人）を併設することにより、新規施設に短期入所の事業所を併設することにより、供給量を拡大していきます。また、単独での短期入所施設や基準該当による短期入所事業所の整備も進めていきます。

⑩ 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）

要支援・要介護状態となっても、利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的として、有料老人ホーム等に入居し、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練や療養上の世話等を受けられます。

⑪ 福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

要支援・要介護状態となっても、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるようにし、利用者の日常生活上の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図ることを目的として、心身機能の状況に応じて、車いすや特殊寝台などの福祉用具の貸与が受けられます。

⑫ 特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）

要支援・要介護状態となっても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように、利用者の日常生活上の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図ることを目的として、腰掛便座や入浴補助用具などの特定福祉用具の購入ができます。

⑬ 住宅改修（介護予防住宅改修）

要支援・要介護者が、日常生活での自立を助け、介護しやすい住宅環境を整えたり、介護予防を目的として、家庭での手すりの取り付けや床段差の解消など、小規模な住宅改修を行った場合、18万円を上限に、費用の9割相当の給付（償還払い）が受け

られます。

⑭ 居宅介護支援（介護予防支援）

要支援・要介護状態となっても、その利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、介護保険サービスの適切かつ有効な利用調整をすることを目的とし、指定居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの介護支援専門員等が利用者の状態を把握し、サービス利用の計画を立て、サービス事業者との調整をするサービスを受けられます。

【今後の方向性】

ケア付き住宅など高齢者や障がい者のための居住系サービスについて、今後も近隣市町との連携のもと、必要数の確保を図ります。

福祉用具や住宅改修の導入時におけるアセスメント、利用者の状態像を考慮したケアマネジメントの徹底等により、利用者の安全性の確保、サービスの質の向上を図ります。そのため事業者向けの研修会を定期的に開催します。

居宅介護支援は、要介護認定者数の増加に合わせた利用の増加が見込まれます。新規事業者の参入や、介護支援専門員の安定的確保が望まれますが、平成 21 年度から介護報酬の改定も行われ、今後も必要な提供体制は確保されると見込まれます。また、身近な地域で提供されることが適当な地域密着型サービス事業所との連携を促進します。

（２）地域密着型サービス

地域密着型サービスは、それまでの「居宅サービス」と「施設サービス」の２類型に加え、両者の間を埋めるものとして前期（平成 18 年度～20 年度）から始まった市が事業者の指定を行うサービスであって、日常生活圏域（本市の場合は中学校区毎）を基本として、本市の被保険者が利用できるものです。

① 日常生活圏域の設定

地域の要介護者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活できるように、市における地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を設定して取り組むことが介護保険事業計画で求められています。

1) 前期における日常生活圏域の設定状況

市では、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるよう、平成18年度に総合生活支援センターを設置し、そこに、地域の高齢者の包括的・継続的なケアマネジメントや、実態把握に基づく総合的な相談支援を行うための中核的な機関として地域包括支援センターを設置いたしました。そして、従前から中学校区ごとにあった在宅介護支援センターについては、地域の高齢者や家族等の最も身近な機関として地域包括支援センターのランチ（相談窓口）機能を追加いたしました。

このような状況等を勘案し、第3期介護保険事業計画において、市内の4つの中学校区を「日常生活圏域」として設定し、「安心を身近に感じられ」、「即時対応が可能であり」、「生活圏域のなかで必要なサービスが完結されること」といった特色をもった地域密着型サービスについて、圏域ごとにサービス見込み量を設定し、小規模多機能型居宅介護の整備を中心に介護基盤整備の単位として推進してきました。

2) 今期における日常生活圏域の設定

第4期介護保険事業計画においては、日常生活圏域は第3期介護保険事業計画上の圏域を踏襲し、市内の4つの中学校区とし、4圏域とする。

【日常生活圏域の設定】

日常生活圏域 (中学校区)	通学区域
長岡中学校区	・神足小学校区（全域）・長法寺小学校区（全域）・長岡第六小学校区
長岡第二中学校区	・長岡第三小学校区（全域）・長岡第七小学校区（全域）・長岡第十小学校区（全域）
長岡第三中学校区	・長岡第四小学校区（調子1丁目、調子2丁目、友岡1丁目、友岡2丁目、友岡3丁目、友岡4丁目、竹の台の全域） ・長岡第八小学校区（全域）・長岡第九小学校区（全域）
長岡第四中学校区	・長岡第四小学校区（長岡第三中学校区以外の区域）・長岡第五小学校区（全域）

【日常生活圏域別第1号被保険者数（65歳以上）の推計】

日常生活圏域 (中学校区)	第3期計画（実績値）			第4期計画（推計値）			（参考）
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成26年
長岡中学校区	4,644人	4,866人	5,049人	5,322人	5,489人	5,604人	6,514人
長岡第二中学校区	3,231人	3,489人	3,691人	3,891人	4,013人	4,097人	4,762人
長岡第三中学校区	3,262人	3,464人	3,643人	3,840人	3,961人	4,044人	4,700人
長岡第四中学校区	2,644人	2,785人	2,922人	3,080人	3,177人	3,243人	3,770人
合計	13,781人	14,604人	15,305人	16,133人	16,640人	16,988人	19,746人

※ 平成18年から平成20年は各年4月1日現在の実績値

後で地図が入ります

② 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

要支援・要介護状態となっても、認知症のある利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的軽減を図ることを目的とし、認知症の人を対象とした通所介護（デイサービス）です。デイサービスセンターに通い、食事、入浴、日常動作訓練やレクリエーションなどのサービスが受けられます。

③ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

要支援・要介護状態となっても、その利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、慣れ親しんだ職員による連続性のあるケアを受けることで、利用者にとって安心して利用できることを目的として、通い（日中ケア）を中心に、利用者の様態や希望に応じて訪問介護（訪問ケア）や宿泊サービス（夜間ケア）などを組み合わせて1つの事業所によるサービスが受けられます。

④ 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症のある入所者が自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的として、5～9人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で食事、入浴などの日常生活の支援や機能訓練を受けられます。

【今後の方向性】地域密着型サービス

地域密着型サービスは、地域におけるケア体制を確立する観点からも重要な役割を担うサービスであることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域を基本とした地域密着型サービスの基盤整備を展開します。

- 認知症対応型通所介護については、第3期の最終年度の平成20年10月に2ユニット（24名）の整備を行ったことから、その利用促進のための周知に努めていきます。
- 小規模多機能型居宅介護については、第3期事業計画期間での実績を踏まえ、事業所経営の安定を図るために、専門性の高い人材が確保されるよう、また、認知症高齢者を積極的に受け入れていることなどを広報していきます。さらには、他の事業所や地域との連携が強化されるよう支援するとともに、隣接市町からの区域外指定要請への柔軟な対応についても検討していきます。
- 認知症対応型共同生活介護については、認知症高齢者の増加が予測されることから、21年度2箇所、22年度1箇所、それぞれ2ユニット（定員18人）の規模で整備を行います。その際には、地域の実情に応じた介護サービス事業を展開できる事業者を選定していきます。
- 夜間対応型訪問介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護については、現時点で事業者の算入が見込めないため、第4期についてはサービス量を見込んでいません。

（３）施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な要介護者が、自立した日常生活を営むことを目的として、特別養護老人ホームに入所し、入浴、食事などの日常生活の介助や機能訓練、健康管理などのサービスが受けられます。

【今後の方向性】

今後も高齢者の増加に伴い、特別養護老人ホームに対する需要も大きくなることを見込まれます。平成21年度から34床増加する（平成23年度223床）など、新たな整備を行い、待機者の減少に努めます。

② 介護老人保健施設

病状が安定期にある要介護者が、看護や医療的管理のもとで必要な介護サービスを受けることで在宅生活への復帰を目指すことを目的として、医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などのサービスが受けられます。

【今後の方向性】

平成 21 年度から 53 床増加する（平成 23 年度 207 床）など、新たな介護老人保健施設の整備を行います。

③ 介護療養型医療施設

療養病床や老人性認知症疾患療養病棟の長期にわたる療養に対応できる介護体制が整えられた医療施設です。急性期の治療が終わり、病状が安定期にあるものの、家庭での生活に支障があり、常時医学的管理下での長期の療養を必要とする要介護者が、日常生活を営むことができるようにすることを目的として、療養上の管理や看護、医学的管理下での介護や機能訓練などの必要なサービスが受けられます。

【今後の方向性】

国は、平成 23 年度末までに介護の療養病床を廃止する方針を打ち出しています。廃止となる介護療養型医療施設は、介護老人保健施設や有料老人ホーム等へ事業を転換することとなっています。今後も事業者の意向を確認しながら、入院患者の処遇が確保されるように努める。

2 介護保険事業の適正な運営及び普及啓発

介護保険事業を適切に運営するためには、介護保険制度の信頼を高めることや、適正給付、制度の普及啓発を積極的に行うことが必要です。

そのために、介護サービスが必要な方への適切なサービスの供給やサービスの質の向上確保、介護報酬の不正請求のチェックなど、介護保険事業の適切な運営に努めていきます。また、サービス利用者や家族、一般の方々に介護保険制度を十分に理解していただき、より良い介護保険事業を構築するため、より一層の普及啓発を行っていきます。

介護保険事業の適切な運営には、サービス事業者の協力が必要不可欠です。介護保険の情報を提供する等、事業者への支援を積極的に行っていきます。

（１）介護サービスの質の確保

① ケアマネジメントの充実

介護保険制度の中核をなすケアマネジメントを担う、介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センター職員に対する支援は重要です。地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員は、介護支援専門員からの相談に対する助言、ケアプラン作成等の個別支援、事例検討会の開催、関係機関との連携などを行い、ケアマネジメントが充実するよう支援します。このことにより、介護保険制度の適正かつ適切な運営を図ります。

② 地域密着型サービス事業者への指導・監督

住み慣れた地域での生活を支えるため平成 18 年度に創設された「地域密着型サービス」が、健全に運用され、サービスの質の確保と保険給付の適正化が適切に行われるようサービス事業者への指導・監査に努めます。

③ 地域密着型サービス運営協議会

被保険者等の代表で構成する地域密着型サービス運営協議会において、適切な地域密着型サービスのあり方や運営状況について審議していきます。

④ 介護サービス事業者に関する情報提供

介護サービスを利用者が自由に選択できるためには、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者に関する情報の提供が重要となります。そのため、インターネット等も活用しながら、介護保険施設の利用状況等の情報を迅速かつ的確に提供する仕組みの整備や、市の介護保険窓口をはじめ、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター及び介護保険施設と連携をとりながら、情報の提供に努めます。

（２）介護保険制度の円滑な運営

介護サービス利用者からの不満や苦情に対して迅速かつ適切な対応に努めるとともに、経済的な理由から保険料納付等が困難な場合、保険料の減免・猶予等を行います。

① 要介護認定の適正化

要介護認定にあたっては、公平・公正が確保されるとともに、迅速な審査判定が行わ

れねばなりません。そのため、まず、家庭への訪問調査の精度が非常に重要になることから、調査員の資質の向上や基準の統一化を図り、その調査結果のばらつきをなくす必要があります。訪問調査は原則として新規申請・変更申請の場合は市職員が対応していますが、介護保険施設入所者及び更新申請者は、市内の居宅介護支援事業者と介護保険施設に委託して調査しています。公平性を確保するための手段として、ケアプラン担当外の事業所に調査を依頼し、介護保険施設への市職員による調査を行うなど工夫を凝らしています。

また、審査・判定を行う介護認定審査会は、福祉・保健・医療の専門家により構成し、広い視野に立って、公平・公正な審査判定を行うことが求められていることから、乙訓2市1町の一部事務組合である乙訓福祉施設事務組合において、共同で認定業務及び審査判定を行っています。

② 相談・苦情への適切な対応

介護保険制度は、利用者とサービス提供事業者との契約による制度であるため、訪問調査や要介護認定結果、また、介護サービスの内容等についての相談や、苦情への対応が重要となります。サービス提供事業者の苦情は、国民健康保険団体連合会が、受付及び審査機関となっています。また、保険料や介護認定結果については、京都府の介護保険審査会において、審査することとなっていますが、直接市民と接する市が、第一次的な相談窓口となり、その相談に対応できる体制の充実を図るとともに、京都府の介護保険審査会や、国民健康保険団体連合会とも連携して対応しています。

また、平成14年度から、利用者の疑問や不満、不安の解消及び介護サービスの質的な向上を図ることを目的とした「介護相談員派遣事業」を実施しています。

③ 介護給付の適正化

介護保険制度は制度全体としては順調に取り組みが進んできたところですが、要介護状態の改善や自立支援の観点から、サービス内容等をさらに充実させ、サービス提供を適正にすべき点が一部にみられます。また、限られた財源のなかで、本当にサービスが必要とする高齢者等に、適切で質の高いサービスが提供されるよう、不必要な給付の防止、良質かつ効率的なサービス利用の推進の観点から、府・国と連携した取り組みを進めていきます。

第2章 介護保険事業の見込み

1 介護給付の見込み量

(1) 被保険者数の推計

近年の人口動向を勘案した第4期計画期間中（平成21～23年度）の被保険者数推計は下表のとおりです。

表3-1 年齢3区分別人口の推計

	第4期計画（見込み）			（参考）
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
総人口	79,763人	80,167人	80,552人	81,605人
第2号被保険者数（40～64歳）	26,445人	26,711人	27,151人	27,238人
前期高齢者（65～74歳）	9,747人	9,885人	9,762人	11,348人
後期高齢者（75歳以上）	6,709人	7,076人	7,548人	8,721人
第1号被保険者数（65歳以上）	16,456人	16,961人	17,310人	20,069人
高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）	20.6%	21.2%	21.5%	24.6%

(2) 要介護(要支援)認定者数の推計

第4期計画期間中（平成21～23年度）の要介護認定者数推計は下表のとおりです。

表3-2 要介護(要支援)認定者数の推計

	第4期計画（見込み）			（参考）
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
要支援1	199人	206人	219人	261人
要支援2	360人	379人	394人	470人
要支援者 小計	559人 (20.3%)	585人 (20.0%)	613人 (20.1%)	731人 (19.6%)
要介護1	473人	502人	527人	635人
要介護2	560人	589人	616人	754人
要介護3	444人	471人	496人	614人
要介護4	397人	424人	441人	546人
要介護5	326人	349人	362人	455人
要介護者 小計	2,200人 (79.7%)	2,335人 (80.0%)	2,442人 (79.9%)	3,004人 (80.4%)
認定者数 合計	2,759人 (100.0%)	2,920人 (100.0%)	3,055人 (100.0%)	3,735人 (100.0%)
第1号被保険者	2,674人	2,834人	2,967人	3,647人
第2号被保険者	85人	86人	88人	88人
65歳以上人口	16,456人	16,961人	17,310人	20,069人
第1号認定率	16.2%	16.7%	17.1%	18.2%

(3) 居宅サービスの必要量の推計

要介護1～5認定者（介護給付サービス対象者）のうち、居宅サービス対象者について、過去の給付実績をもとに、居宅サービスそれぞれについての利用回数、利用者数を推計しました。

表3-3 居宅サービスの利用者数等の実績及び推計（年間）

		第3期計画（実績値）			第4期計画（見込み）		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護	利用回数	99,243回	99,790回	114,489回	122,035回	123,328回	131,634回
	利用者数	6,783人	6,779人	7,602人	8,268人	8,306人	8,859人
	利用率	37.7%	37.1%	39.3%	42.3%	39.6%	39.8%
訪問入浴介護	利用回数	468回	529回	599回	590回	614回	654回
	利用者数	112人	108人	128人	126人	131人	140人
	利用率	0.6%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%
訪問看護	利用回数	7,547回	7,988回	9,166回	9,241回	9,422回	10,083回
	利用者数	1,518人	1,579人	1,857人	1,877人	1,913人	2,047人
	利用率	8.4%	8.7%	9.6%	9.6%	9.1%	9.2%
訪問リハビリテーション	利用日数	1,787日	3,817日	4,310日	4,410回	4,473回	4,785回
	利用者数	392人	807人	943人	963人	978人	1,046人
	利用率	2.2%	4.4%	4.9%	4.9%	4.7%	4.7%
居宅療養管理指導	利用者数	2,336人	2,768人	2,976人	3,267人	3,538人	3,892人
	利用率	13.0%	15.2%	15.4%	16.7%	16.9%	17.5%
通所介護	利用回数	39,197回	42,335回	44,386回	46,443回	46,838回	50,198回
	利用者数	4,933人	5,120人	5,800人	6,070人	6,123人	6,559人
	利用率	27.4%	28.1%	30.0%	31.1%	29.2%	29.5%
通所リハビリテーション	利用回数	23,561回	25,311回	27,256回	28,759回	28,906回	29,750回
	利用者数	3,307人	3,472人	3,957人	4,172人	4,194人	4,313人
	利用率	18.4%	19.0%	20.5%	21.3%	20.0%	19.4%
短期入所生活介護	利用日数	17,671日	21,661日	25,805日	25,586日	26,612日	26,952日
	利用者数	1,831人	2,231人	2,607人	2,621人	2,708人	2,742人
	利用率	10.2%	12.2%	13.5%	13.4%	12.9%	12.3%
短期入所療養介護	利用日数	3,084日	4,158日	4,887日	4,811日	4,932日	5,202日
	利用者数	462人	542人	636人	629人	644人	679人
	利用率	2.6%	3.0%	3.3%	3.2%	3.1%	3.1%
特定施設入居者生活介護	利用者数	275人	410人	426人	552人	556人	552人
	利用率	1.5%	2.2%	2.2%	2.8%	2.7%	2.5%
福祉用具貸与	利用者数	6,798人	7,595人	8,906人	9,205人	9,314人	9,991人
	利用率	37.8%	41.6%	46.1%	47.1%	44.5%	44.9%
特定福祉用具販売	利用者数	248人	261人	281人	308人	334人	367人
	利用率	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.6%	1.4%
住宅改修	利用者数	244人	214人	230人	253人	274人	301人
	利用率	1.4%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%
居宅介護支援	利用者数	13,097人	13,652人	15,638人	16,492人	16,594人	17,757人
	利用率	72.8%	74.8%	80.9%	84.4%	79.2%	79.9%

※ 利用率＝居宅サービス利用者数（月間）÷居宅サービス対象者数（要介護者数－施設サービス利用者数）で算出

※ 平成20年度は、平成20年10月実績値に基づく年間見込み

(4) 地域密着型サービスの必要量の推計

地域密着型サービスについては、日常生活圏域別の第1号被保険者の見込み数をもとに、施設整備計画やサービス提供事業者の参入意向などを踏まえたうえで、利用回数、利用者数を推計しました。

表3-4 日常生活圏域別第1号被保険者数（65歳以上）の推計（再掲）

日常生活圏域 （中学校区）	第3期計画（実績値）			第4期計画（推計値）			（参考）
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成26年
長岡中学校区	4,644人	4,866人	5,049人	5,322人	5,489人	5,604人	6,514人
長岡第二中学校区	3,231人	3,489人	3,691人	3,891人	4,013人	4,097人	4,762人
長岡第三中学校区	3,262人	3,464人	3,643人	3,840人	3,961人	4,044人	4,700人
長岡第四中学校区	2,644人	2,785人	2,922人	3,080人	3,177人	3,243人	3,770人
合計	13,781人	14,604人	15,305人	16,133人	16,640人	16,988人	19,746人

※平成18年から平成20年は各年4月1日現在の実績値

表 3-5 日常生活圏域別要介護認定者数（第 1 号被保険者）の推計

日常生活圏域 (中学校区)	第 3 期 (実 績 値)			第 4 期 (見 込 み)			(参 考)
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
長岡中学校区							
要介護 1	216	146	145	150	159	167	206
要介護 2	118	140	163	169	180	188	232
要介護 3	90	122	121	125	133	139	172
要介護 4	93	93	106	110	116	122	151
要介護 5	76	85	103	106	113	118	147
要介護計	593	586	638	660	701	734	908
長岡第二中学校区							
要介護 1	136	91	99	102	109	114	141
要介護 2	93	110	120	124	132	138	171
要介護 3	79	97	109	113	119	125	155
要介護 4	75	79	100	103	110	115	142
要介護 5	69	69	81	84	89	93	115
要介護計	452	446	509	526	559	585	724
長岡第三中学校区							
要介護 1	135	94	107	111	118	123	152
要介護 2	86	89	109	113	120	126	155
要介護 3	79	100	95	98	104	109	135
要介護 4	71	75	94	97	103	108	134
要介護 5	68	66	66	68	72	76	94
要介護計	439	424	471	487	517	542	670
長岡第四中学校区							
要介護 1	131	104	103	106	113	118	147
要介護 2	88	107	117	121	129	135	166
要介護 3	67	77	86	89	94	99	122
要介護 4	54	71	75	78	82	86	107
要介護 5	57	57	59	61	65	68	84
要介護計	397	416	440	455	483	506	626
合 計							
要介護 1	618	435	454	469	499	522	646
要介護 2	385	446	509	526	559	586	724
要介護 3	315	396	411	425	451	473	585
要介護 4	293	318	375	388	412	431	533
要介護 5	270	277	309	320	339	355	440
要介護計	1881	1,872	2,058	2,128	2,260	2,367	2,928

※ 平成18年度から平成20年度は各年度10月分の実績値

表 3-6 地域密着型サービスの利用者数等の推計（年間）

		第 3 期 計 画 (実 績 値)			第 4 期 計 画 (見 込 み)		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
認知症対応型通所介護	利用回数	2,036 回	2,350 回	2,617 回	2,693 回	2,746 回	2,959 回
	利用者数	257 人	288 人	332 人	342 人	348 人	375 人
小規模多機能型居宅介護	利用者数	32 人	406 人	436 人	526 人	572 人	619 人
認知症対応型共同生活介護	利用者数	450 人	508 人	516 人	960 人	1,176 人	1,176 人
認知症対応型共同生活介護	必要利用定員総数(実人数)	38 人	42 人	43 人	80 人	98 人	98 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	必要利用定員総数(実人数)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
地域密着型特定施設入居者生活介護	必要利用定員総数(実人数)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ 平成 20 年度は、平成 20 年 10 月実績値に基づく年間見込み

表3-7 日常生活圏域別地域密着型サービスの整備計画

日常生活圏域 （中学校区）			（実 績）	第 4 期 計 画 （ 見 込 み ）		
			平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
長岡中学校区	認知症対応型通所介護	事業所数	0 箇所	0箇所	0箇所	0箇所
		利用者数	149 人	154人	157人	169人
	小規模多機能型居宅介護	事業所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		利用者数	130人	156人	169人	183人
	認知症対応型共同生活介護	事業所数	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所
		利用者数	144人	268人	328人	328人
長岡第二中学校区	認知症対応型通所介護	事業所数	1 箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		利用者数	103人	106人	108人	116人
	小規模多機能型居宅介護	事業所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		利用者数	63人	74人	81人	86人
	認知症対応型共同生活介護	事業所数	1箇所	1箇所	2箇所	2箇所
		利用者数	114 人	212人	260人	260人
長岡第三中学校区	認知症対応型通所介護	事業所数	1 箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		利用者数	66人	68人	69人	75人
	小規模多機能型居宅介護	事業所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		利用者数	141人	170人	185人	201人
	認知症対応型共同生活介護	事業所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		利用者数	114人	212人	260人	260人
長岡第四中学校区	認知症対応型通所介護	事業所数	0 箇所	0箇所	0箇所	0箇所
		利用者数	14 人	14人	14人	15人
	小規模多機能型居宅介護	事業所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		利用者数	102人	136人	137人	149人
	認知症対応型共同生活介護	事業所数	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所
		利用者数	144人	268人	328人	328人
合 計	認知症対応型通所介護	事業所数	2 箇所	2箇所	2箇所	2箇所
		利用者数	332人	342人	348人	375人
	小規模多機能型居宅介護	事業所数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
		利用者数	436 人	526人	572人	619人
	認知症対応型共同生活介護	事業所数	3箇所	5箇所	6箇所	6箇所
		利用者数	516人	960人	1, 176人	1, 176人

※ 平成20年度は、平成20年10月実績値に基づく年間見込み

(5) 施設・居住系サービス利用者数の見込み

平成26年度における介護保険施設と介護専用居住系サービス（※）の利用者数については、国の指針に基づき、要介護2以上の要介護認定者数の37%以下としています。

なお、国の指針に基づき、介護保険施設の利用者の重度化を見込み、平成26年度において施設利用者に占める要介護4及び5の方の割合を70%以上として推計しました。

※介護専用居住系サービスとは、認知症対応型共同生活介護及び介護専用型特定施設（要介護認定者等のみ入居可能な有料老人ホーム等）をいう。

表3-8 介護保険施設及び介護専用居住系サービスの利用者見込み数等（月単位）

	実績			第4期見込み			参考
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年	26年度
介護保険施設及び居住系サービス利用者数	439人	454人	447人	571人	589人	589人	538人
要介護2～5に占める割合	33.11%	30.05%	27.71%	33.06%	32.13%	30.76%	22.71%
介護保険施設利用者数	404人	411人	404人	491人	491人	491人	440人
介護老人福祉施設 （うち地域密着型介護老人福祉施設）	178人 (0人)	191人 (0人)	189人 (0人)	223人 (0人)	223人 (0人)	223人 (0人)	228人 (0人)
介護老人保健施設	128人	135人	154人	207人	207人	207人	212人
介護療養型医療施設	95人	85人	61人	61人	61人	61人	
高齢者人口に占める割合	2.84%	2.76%	2.59%	2.98%	2.89%	2.84%	2.19%
施設利用者のうち要介護4・5の利用者数	280人	291人	265人	341人	344人	347人	318人
施設利用者に占める割合	69.83%	70.80%	70.55%	69.45%	70.06%	70.67%	72.27%
居住系サービスの利用者数	38人	43人	43人	80人	98人	98人	98人
認知症対応型共同生活介護	38人	43人	43人	80人	98人	98人	98人
介護専用型特定施設 （うち地域密着型介護専用型特定施設）	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
高齢者人口に占める割合	0.27%	0.29%	0.28%	0.49%	0.58%	0.57%	0.49%

※ 平成20年度は、平成20年10月実績値に基づく推計

表3-9 介護専用型以外の居住系サービスの利用者数の実績と推計

	第3期計画（実績値）			第4期計画（見込み）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定施設入居者生活介護 （介護専用以外）	23人	34人	35人	46人	46人	46人

※ 平成20年度は、平成20年10月実績値に基づく年間見込み

表3-10 要介護度別施設サービス等の利用者見込み数の推計（実人数）

	第 3 期（実績値）			第 4 期（見込み）		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護老人福祉施設	178	191	189	223	223	223
要支援 2						
要介護 1	5	3	3	3	3	3
要介護 2	8	9	9	11	11	11
要介護 3	28	33	33	40	40	40
要介護 4	64	70	69	81	81	81
要介護 5	73	76	75	88	88	88
介護老人保健施設	128	135	154	207	207	207
要支援 2						
要介護 1	6	3	3	6	6	5
要介護 2	21	22	22	30	30	30
要介護 3	39	39	44	55	52	50
要介護 4	39	46	52	65	68	68
要介護 5	23	25	33	51	51	54
介護療養型医療施設	95	85	61	61	61	61
要支援 2						
要介護 1	1	-	-	-	-	-
要介護 2	2	2	1	1	1	1
要介護 3	11	9	4	4	4	4
要介護 4	25	26	15	15	15	15
要介護 5	56	48	41	41	41	41
認知症対応型共同生活介護	38	43	43	80	98	98
要支援 2						
要介護 1	8	3	3	6	8	8
要介護 2	12	12	12	22	27	27
要介護 3	11	14	13	24	28	28
要介護 4	6	12	12	22	27	27
要介護 5	1	2	3	6	8	8

(単位：人)

※ 平成20年度は、平成20年10月実績値に基づく年間見込み

2 予防給付の見込み量

(1) 介護予防居宅サービスの必要量の推計

要支援１・２認定者（介護予防サービス対象者）のうち、介護予防居宅サービス対象者について、過去の給付実績を参考に、介護予防居宅サービスそれぞれについての利用回数、利用者数を推計しました。

表３－１１ 介護予防居宅サービスの利用者数等の実績及び推計（年間）

		第３期計画（実績値）			第４期計画（見込み）		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防訪問介護	利用者数	1,539 人	1,812 人	2,229 人	2,351 人	2,462 人	2,584 人
	利用率	37.5%	35.5%	38.1%	38.2%	38.1%	38.0%
介護予防訪問入浴介護	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利用率	—	—	—	—	—	—
介護予防訪問看護	利用回数	112 回	130 回	141 回	147 回	154 回	163 回
	利用者数	36 人	42 人	48 人	51 人	53 人	56 人
	利用率	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
介護予防訪問リハビリテーション	利用回数	24 回	205 回	281 回	298 回	313 回	326 回
	利用者数	7 人	48 人	67 人	71 人	74 人	77 人
	利用率	0.2%	0.9%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%
介護予防居宅療養管理指導	利用者数	40 人	68 人	73 人	80 人	87 人	96 人
	利用率	1.0%	1.3%	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%
介護予防通所介護	利用者数	228 人	394 人	495 人	523 人	548 人	574 人
	利用率	5.6%	7.7%	8.3%	8.5%	8.5%	8.4%
介護予防通所リハビリテーション	利用者数	335 人	568 人	698 人	737 人	773 人	809 人
	利用率	8.2%	11.1%	11.8%	12.0%	12.0%	11.9%
介護予防短期入所生活介護	利用日数	22 日	9 日	18 日	19 日	19 日	20 日
	利用者数	8 人	5 人	6 人	7 人	7 人	7 人
	利用率	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
介護予防短期入所療養介護	利用日数	60 日	39 日	68 日	72 日	76 日	79 日
	利用者数	8 人	10 人	12 人	13 人	13 人	14 人
	利用率	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数	17 人	6 人	7 人	7 人	7 人	7 人
	利用率	0.4%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
介護予防福祉用具貸与	利用者数	420 人	581 人	730 人	771 人	809 人	847 人
	利用率	10.2%	11.4%	12.3%	12.5%	12.5%	12.4%
特定介護予防福祉用具販売	利用者数	33 人	54 人	58 人	64 人	69 人	76 人
	利用率	0.8%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%
介護予防住宅改修	利用者数	51 人	75 人	81 人	89 人	96 人	105 人
	利用率	1.2%	1.5%	1.4%	1.4%	1.5%	1.5%
介護予防支援	利用者数	2,187 人	2,813 人	3,482 人	3,674 人	3,850 人	4,037 人
	利用率	53.9%	55.2%	58.6%	59.7%	59.5%	59.3%

※利用率＝介護予防サービス利用者数（月間）÷介護予防居宅サービス対象者数（要支援者数－介護専用型以外の居住系サービス利用者数）で算出

※平成 20 年度は、平成 10 月実績値に基づく年間見込み

(2) 地域密着型介護予防サービスの必要量の推計

地域密着型介護予防サービスについては、施設整備計画やサービス提供事業者の参入意向などを踏まえて推計しました。

表 3-12 日常生活圏域別要支援認定者数（第 1 号被保険者）の推計

日常生活圏域 (中学校区)	第 3 期 (実 績 値)			第 4 期 (見 込 み)			(参 考)
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
長岡中学校区							
要支援 1	55	71	62	64	67	71	84
要支援 2	68	95	123	128	134	140	168
要支援計	123	166	185	192	201	211	252
長岡第二中学校区							
要支援 1	37	49	39	40	42	44	53
要支援 2	38	57	77	80	84	88	105
要支援計	75	106	116	120	126	132	158
長岡第三中学校区							
要支援 1	36	40	35	36	38	40	48
要支援 2	28	51	72	75	78	82	98
要支援計	64	91	107	111	116	122	146
長岡第四中学校区							
要支援 1	42	42	43	44	47	49	58
要支援 2	29	54	77	80	83	88	105
要支援計	71	96	120	124	130	137	163
合 計							
要支援 1	170	202	179	185	194	204	244
要支援 2	163	257	349	362	379	398	475
要支援計	333	459	528	547	573	602	719

※平成18年度から平成20年度は各年度10月分の実績値

表 3-13 地域密着型介護予防サービスの利用者数等の推計（年間）

		第 3 期 計 画 (実 績 値)			第 4 期 計 画 (見 込 み)		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防認知症対応型通所介護	利用回数	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数	2 人	54 人	58 人	64 人	69 人	76 人
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数	0 人	4 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ 平成 20 年度は、平成 20 年 10 月実績値に基づく年間見込み

3 地域支援事業の見込み量

(1) 地域支援事業対象者数の推計及び予防効果

地域支援事業の対象者は、国の参酌標準にしたがい、対象者数を65歳以上の高齢者人口に対して5.0%と設定し、地域支援事業を実施することにより20.0%の人に介護予防効果、すなわち要支援・要介護状態になることを阻止する効果があると推計しています。

表 3-14 地域支援事業対象者数等の推計

	第 4 期 計 画 (見 込 み)			(参 考)
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
地域支援事業対象者見込み数	823人	848人	866人	1,003人
高齢者人口に占める割合	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
効果が見込める人数 (要支援状態への移行を防止)	165人	170人	173人	
地域支援事業の効果	20.0%	20.0%	20.0%	

(2) 地域支援事業の費用額

地域支援事業についての費用額（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の総費用額）は、地域支援事業対象者数の見込みから下表のとおり推計しました。

表 3-15 地域支援事業の費用額の推計

	第 4 期 計 画 (見 込 み)			3 カ 年 計
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
地域包括支援センター設置数	1 箇所 (2 チーム)	1 箇所 (2 チーム)	1 箇所 (2 チーム)	
地域支援事業費	114,000,000円	126,000,000円	130,000,000円	370,000,000円
保険給付費見込額に対する割合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

4 介護保険サービスの給付費

(1) 介護給付費の推計

要介護1～5の人に対する介護給付として、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスなどの給付費用を平成21年度の介護報酬改定後で推計すると、下表のとおりになります。

表3-16 居宅サービス／地域密着型サービス／施設サービス給付費の実績及び推計

	第3期計画（実績値）			第4期計画（見込み）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1) 居宅サービス（給付費）	1,225,784,596	1,362,393,144	1,505,485,611	1,661,225,976	1,689,388,755	1,781,858,034
①訪問介護	312,022,293	303,833,588	348,140,724	392,044,190	395,102,652	423,467,454
②訪問入浴介護	5,474,788	6,222,852	6,781,599	7,258,969	7,553,775	8,046,095
③訪問看護	54,006,173	55,668,664	63,098,946	67,726,124	69,094,880	73,939,557
④訪問リハビリテーション	8,912,496	18,015,866	20,192,677	21,965,218	22,278,586	23,832,612
⑤居宅療養管理指導	17,814,690	21,553,380	23,169,884	26,152,867	28,323,555	31,155,911
⑥通所介護	293,854,142	339,567,670	354,288,756	384,797,569	387,402,042	417,422,229
⑦通所リハビリテーション	192,849,432	199,325,854	212,715,289	233,924,990	236,246,537	243,482,847
⑧短期入所生活介護	152,512,561	187,074,641	217,709,437	229,205,699	239,125,304	242,090,679
⑨短期入所療養介護	28,525,685	38,122,336	43,796,918	45,498,611	46,739,208	49,160,235
⑩特定施設入居者生活介護	51,832,062	73,738,375	76,968,402	105,184,458	106,851,807	107,345,571
⑪福祉用具貸与	101,851,794	112,053,492	130,365,321	138,710,872	141,187,217	151,483,333
⑫特定福祉用具販売	6,128,480	7,216,426	8,257,658	8,756,409	9,483,192	10,431,511
2) 地域密着型サービス（給付費）	127,237,468	209,783,712	237,306,498	331,826,823	413,658,040	423,533,487
①夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
②認知症対応型通所介護	15,251,978	17,287,328	19,312,072	20,820,287	21,255,673	22,913,834
③小規模多機能型居宅介護	3,953,719	68,963,306	84,135,554	92,806,852	100,858,622	109,075,908
④認知症対応型共同生活介護	108,031,771	123,533,078	133,858,872	218,199,684	291,543,745	291,543,745
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
3) 住宅改修（給付費）	21,277,285	18,483,937	24,870,232	22,428,405	24,289,963	26,718,960
4) 居宅介護支援（給付費）	150,194,035	155,163,669	175,660,963	194,349,714	196,181,418	210,127,295
5) 介護保険施設サービス（給付費）	1,327,137,940	1,318,590,503	1,321,854,359	1,332,073,617	1,591,173,830	1,592,735,509
①介護老人福祉施設	510,897,801	545,624,385	553,377,564	576,649,305	669,751,237	669,751,237
②介護老人保健施設	381,756,512	394,319,921	448,483,439	467,579,652	633,577,933	635,139,612
③介護療養型医療施設	434,483,627	378,646,197	319,993,356	287,844,660	287,844,660	287,844,660
介護給付費計（小計）＝（Ⅰ）	2,851,631,324	3,064,414,965	3,265,177,663	3,541,904,535	3,914,692,006	4,034,973,285

（単位：円）

※ 平成20年度は、平成20年10月実績値に基づく年間見込み

(2) 予防給付費の推計

要支援１・２の人に対する予防給付として、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスなどの給付費用を平成21年度の介護報酬改定後で推計すると、下表のとおりになります。

表３－１７ 介護予防サービス／地域密着型介護予防サービス給付費の実績及び推計

	第 3 期 計 画 （ 実 績 値 ）			第 4 期 計 画 （ 見 込 み ）		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
1) 介護予防サービス（給付費）	51,292,057	73,656,904	92,206,301	101,456,338	106,444,735	111,507,420
①介護予防訪問介護	26,029,231	30,169,385	37,284,467	41,104,761	43,076,356	45,185,227
②介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
③介護予防訪問看護	709,620	774,843	880,350	958,327	1,003,690	1,062,692
④介護予防訪問リハビリテーション	113,662	970,877	1,327,856	1,470,383	1,544,567	1,608,551
⑤介護予防居宅療養管理指導	286,740	517,230	556,022	627,606	679,698	747,667
⑥介護予防通所介護	7,488,803	13,427,959	17,413,182	19,032,155	19,970,980	20,871,350
⑦介護予防通所リハビリテーション	11,499,596	22,212,480	27,787,444	30,684,983	32,206,088	33,665,154
⑧介護予防短期入所生活介護	114,983	63,311	111,603	123,270	123,270	130,566
⑨介護予防短期入所療養介護	182,109	124,766	213,231	234,519	248,021	257,438
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	852,186	382,000	498,826	515,312	515,312	515,312
⑪介護予防福祉用具貸与	3,389,328	4,111,830	5,163,430	5,610,265	5,891,131	6,159,278
⑫特定介護予防福祉用具販売	625,799	902,223	969,890	1,094,757	1,185,622	1,304,185
2) 地域密着型介護予防サービス（給付費）	146,500	4,030,518	3,595,513	4,098,280	4,438,437	4,882,281
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	146,500	3,344,663	3,595,513	4,098,280	4,438,437	4,882,281
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	685,855	0	0	0	0
3) 介護予防住宅改修（給付費）	4,739,878	7,372,653	7,925,602	8,945,976	9,688,492	10,657,341
4) 介護予防支援（給付費）	12,551,226	11,884,132	14,598,572	16,095,804	16,872,804	17,690,344
予防給付費計（小計）＝（Ⅱ）	68,729,661	96,944,207	118,325,988	130,596,398	137,444,468	144,737,386

（単位：円）

※ 平成20年度は、平成20年10月実績値に基づく年間見込み

(3) 介護保険サービス総給付費の推計

介護給付費及び予防給付費を合わせた介護保険サービスの総給付費の推計は、下表のとおりになります。

表3-18 介護保険サービス総給付費（介護給付費＋予防給付費）の実績及び推計

	第 3 期（実績値）			第 4 期（見込み）		
	平成 18 年	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
1) 居宅サービス（給付費）	1,277,076,653	1,436,050,048	1,597,691,912	1,762,682,314	1,795,833,490	1,893,365,454
①訪問介護	338,051,524	334,002,973	385,425,191	433,148,951	438,179,008	468,652,681
②訪問入浴介護	5,474,788	6,222,852	6,781,599	7,258,969	7,553,775	8,046,095
③訪問看護	54,715,793	56,443,507	63,979,296	68,684,451	70,098,570	75,002,249
④訪問リハビリテーション	9,026,158	18,986,743	21,520,533	23,435,601	23,823,153	25,441,163
⑤居宅療養管理指導	18,101,430	22,070,610	23,725,906	26,780,473	29,003,253	31,903,578
⑥通所介護	301,342,945	352,995,629	371,701,938	403,829,724	407,373,022	438,293,579
⑦通所リハビリテーション	204,349,028	221,538,334	240,502,733	264,609,973	268,452,625	277,148,001
⑧短期入所生活介護	152,627,544	187,137,952	217,821,040	229,328,969	239,248,574	242,221,245
⑨短期入所療養介護	28,707,794	38,247,102	44,010,149	45,733,130	46,987,229	49,417,673
⑩特定施設入居者生活介護	52,684,248	74,120,375	77,467,228	105,699,770	107,367,119	107,860,883
⑪福祉用具貸与	105,241,122	116,165,322	135,528,751	144,321,137	147,078,348	157,642,611
⑫特定福祉用具販売	6,754,279	8,118,649	9,227,548	9,851,166	10,668,814	11,735,696
2) 地域密着型サービス（給付費）	127,383,968	213,814,230	240,902,011	335,925,103	418,096,477	428,415,768
①夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
②認知症対応型通所介護	15,251,978	17,287,328	19,312,072	20,820,287	21,255,673	22,913,834
③小規模多機能型居宅介護	4,100,219	72,307,969	87,731,067	96,905,132	105,297,059	113,958,189
④認知症対応型共同生活介護	108,031,771	124,218,933	133,858,872	218,199,684	291,543,745	291,543,745
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
3) 住宅改修（給付費）	26,017,163	25,856,590	32,795,834	31,374,381	33,978,455	37,376,301
4) 居宅介護支援（給付費）	162,745,261	167,047,801	190,259,535	210,445,518	213,054,222	227,817,639
5) 介護保険施設サービス（給付費）	1,327,137,940	1,318,590,503	1,321,854,359	1,332,073,617	1,591,173,830	1,592,735,509
①介護老人福祉施設	510,897,801	545,624,385	553,377,564	576,649,305	669,751,237	669,751,237
②介護老人保健施設	381,756,512	394,319,921	448,483,439	467,579,652	633,577,933	635,139,612
③介護療養型医療施設	434,483,627	378,646,197	319,993,356	287,844,660	287,844,660	287,844,660
総給付費（合計） （Ⅲ）＝（Ⅰ）＋（Ⅱ）	2,920,360,985	3,161,359,172	3,383,503,651	3,672,500,933	4,052,136,474	4,179,710,671
総給付費（合計） 対前年度伸び率（％）	-	8.25%	7.03%	8.54%	10.34%	3.15%

（単位：円）

※（Ⅰ）は介護給付費合計、（Ⅱ）は予防給付費合計

※ 平成20年度は、平成20年10月実績値に基づく年間見込み

5 保険料（被保険者の負担額）の設定

（１） 第１号被保険者の保険料

平成21年度～23年度の第１号被保険者（65歳以上）の保険料額は、次のような算定方法によって算出しました。

①. 標準給付費見込額（Ａ） 12,517,181,884円

表３－19 標準給付費の推計

	第４期計画（見込み）			3カ年計
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
給付額	3,672,500,933	4,052,136,474	4,179,710,671	11,904,348,078
特定入所者介護サービス費等給付額	138,000,000	145,000,000	150,000,000	433,000,000
高額介護サービス費等給付額	49,085,256	52,218,357	57,440,193	158,743,806
算定対象審査支払手数料	6,460,000	7,030,000	7,600,000	21,090,000
標準給付費見込額（Ａ）	3,866,046,189	4,256,384,831	4,394,750,864	12,517,181,884

（単位：円）

②. 地域支援事業費（Ｂ） 370,000,000円

表３－20 地域支援事業費の推計

	第４期計画（見込み）			3カ年計
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
地域支援事業費（Ｂ）	114,000,000円	126,000,000円	130,000,000円	370,000,000円
保険給付費見込額に対する割合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

③. 所得段階別加入割合補正後被保険者数（Ｃ） 53,131人

表３－21 所得段階別加入割合補正後被保険者数の推計

		第４期計画（見込み）			3カ年計
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
所得段階別被保険者数	第１段階	258	266	272	796
	第２段階	2,505	2,581	2,635	7,721
	第３段階	1,583	1,632	1,665	4,880
	第４段階	2,934	3,023	3,086	9,043
	第５段階	1,575	1,624	1,657	4,856
	第６段階	1,407	1,450	1,480	4,337
	第７段階	2,384	2,458	2,508	7,350
	第８段階	1,922	1,982	2,022	5,926
	第９段階	753	776	791	2,320
	第10段階	465	478	488	1,431
	第11段階	236	243	248	727
	第12段階	95	98	101	294
	第13段階	339	350	357	1,046
合計		16,456	16,961	17,310	50,727
所得段階別加入割合補正後被保険者数（Ｃ）		17,235	17,765	18,130	53,131

注：国の保険料推計ワークシートによる推計値より算出しています

（単位：人）

④. 第1号被保険者負担分相当額（D） 2,577,436,377円
 =（標準給付費見込額(A)＋地域支援事業費(B)）× 第1号被保険者負担割合（20%）

⑤. 調整交付金相当額（E） 625,859,094円
 =標準給付費見込額（A）× 全国平均の調整交付金交付割合（0.05）

⑥. 調整交付金見込額（F） 218,238,000円

表3-22 調整交付金見込額の推計

	第4期計画（見込み）			3カ年計
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
調整交付金見込み交付割合	1.74%	1.74%	1.75%	
調整交付金見込額（F）	67,269,000円	74,061,000円	76,908,000円	218,238,000円

⑦. 財政安定化基金拠出金見込額（G） 0円
 =（標準給付費見込額(A)＋地域支援事業費(B)）× 財政安定化基金拠出率（%）

⑧. 財政安定化基金償還金（H） 0円

⑨. 本市特別給付費等の見込額（I） 0円

⑩. 介護保険給付費基金及び介護従事者
 処遇改善臨時特例基金取崩額（J） 211,546,460円

⑪. 保険料収納必要額（K） 2,773,511,011円
 =第1号被保険者負担分相当額（D）＋調整交付金相当額（E）－調整交付金見込額（F）
 ＋財政安定化基金拠出見込額（G）＋財政安定化基金償還金（H）＋本市特別給付費等
 の見込額（I）－介護保険給付費基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金取崩額（J）

⑫. 保険料の基準額
 =保険料収納必要額（K）÷ 予定保険料収納率（98.98%）÷ 所得段階別加入割合補正
 後被保険者数（C）

◇ 月 額 4,395円（現行 月額 4,197円）

◇ 年 額 52,740円（現行 年額 50,370円）

◇ 改定率 4.7%（第3期から第4期への増減率）

（注）介護従事者処遇改善臨時特例基金取崩前の本来の保険料額は、月額4,476円になります。

(2) 所得段階別第1号被保険者数の推計

第4期介護保険事業計画期間（平成21年度～23年度）における所得段階別の第1号被保険者数は、過去の実績値から次のとおり推計しました。

表3-23 所得段階別第1号被保険者数の推移及び推計

	第3期（実績値）				第4期（計画値）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1号被保険者 (65歳以上)	14,613	15,329	15,781	第1号被保険者 (65歳以上)	16,456	16,961	17,310
第1段階	243 (1.7%)	250 (1.6%)	249 (1.6%)	第1段階	258 (1.6%)	266 (1.6%)	272 (1.7%)
第2段階	2,080 (14.2%)	2,213 (14.4%)	2,410 (15.3%)	第2段階	2,505 (15.2%)	2,581 (15.2%)	2,635 (15.2%)
第3段階	1,229 (8.4%)	1,349 (8.8%)	1,509 (9.6%)	第3段階	1,583 (9.6%)	1,632 (9.6%)	1,665 (9.6%)
第4段階	4,161 (28.5%)	4,330 (28.2%)	4,306 (27.3%)	第4段階	2,934 (17.8%)	3,023 (17.8%)	3,086 (17.8%)
第5段階	3,328 (22.8%)	3,492 (22.8%)	3,646 (23.1%)	第5段階	1,575 (9.6%)	1,624 (9.6%)	1,657 (9.6%)
				第6段階	1,407 (8.6%)	1,450 (8.5%)	1,480 (8.5%)
第6段階	2,899 (19.8%)	2,976 (19.4%)	2,999 (19.0%)	第7段階	2,384 (14.5%)	2,458 (14.5%)	2,508 (14.5%)
				第8段階	1,922 (11.7%)	1,982 (11.7%)	2,022 (11.7%)
				第9段階	753 (4.6%)	776 (4.6%)	791 (4.6%)
第7段階	262 (1.8%)	280 (1.8%)	246 (1.6%)	第10段階	465 (2.8%)	478 (2.8%)	488 (2.8%)
				第11段階	236 (1.4%)	243 (1.4%)	248 (1.4%)
第8段階	411 (2.8%)	439 (2.9%)	416 (2.6%)	第12段階	95 (0.6%)	98 (0.6%)	101 (0.6%)
				第13段階	339 (2.1%)	350 (2.1%)	357 (2.1%)

(単位：人)

資料：平成18年度及び平成19年度は実数値（各年度末）、平成20年度は平成20年11月末現在、平成21年度から23年度まで第3期の所得段階別加入者割合の推移をもとに推計

※()内のパーセンテージは第1号被保険者に対する割合

(3) 第1号被保険者の所得段階別保険料について

第4期介護保険事業計画期間における第1号被保険者（65歳以上）の保険料額については、第1号被保険者の負担割合が20%（従来は19%）に増加し、さらに介護従事者処遇改善のための介護報酬の改定に伴い上昇することも勘案して、保険料の上昇を抑制するために介護保険給付費基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金の全額を取り崩します。

また、負担能力に応じたよりきめ細かな所得段階区分を採用し、低所得者の負担軽減が図られるよう所得段階を8段階から13段階に改定します。

具体的な所得段階区分の改定内容は、次表のとおりです。

表3-24 第4期計画期間における第1号被保険者の所得段階別保険料段階

第3期 (平成18 ~20年度)	第4期 (平成21~23年度)		保険料基準額 (月額)	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	第1段階	生活保護受給者、住民税本人・世帯全員非課税かつ老齢福祉年金受給者	4,395円	基準額×0.45	23,740円
第2段階	第2段階	住民税本人・世帯全員非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下		基準額×0.45	23,740円
第3段階	第3段階	住民税本人・世帯全員非課税で第2段階以外（本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超など）		基準額×0.70	36,920円
第4段階	第4段階	住民税本人非課税で世帯の中に課税者がいる（公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下）		基準額×0.90	47,470円
	第5段階	住民税本人非課税で世帯の中に課税者がいる（公的年金等収入+合計所得金額が80万円超）		基準額×1.00	52,740円
第5段階	第6段階	住民税本人課税で合計所得金額125万円以下		基準額×1.15	60,660円
	第7段階	住民税本人課税で合計所得金額125万円を超え200万円未満		基準額×1.25	65,930円
第6段階	第8段階	住民税本人課税で合計所得金額200万円以上300万円未満		基準額×1.40	73,840円
	第9段階	住民税本人課税で合計所得金額300万円以上400万円未満		基準額×1.50	79,110円
	第10段階	住民税本人課税で合計所得金額400万円以上600万円未満		基準額×1.65	87,030円
第7段階	第11段階	住民税本人課税で合計所得金額600万円以上800万円未満		基準額×1.95	102,850円
第8段階	第12段階	住民税本人課税で合計所得金額800万円以上1,000万円未満		基準額×2.20	116,030円
	第13段階	住民税本人課税で合計所得金額1,000万円以上		基準額×2.40	126,580円

※ 年額保険料は、基準月額（4,395円）を基に計算し、端数については、10円未満を切上げ